

平成27年10月から「マイナンバー」の通知が始まります！ ～社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のお知らせ～

「マイナンバー制度」とは？

マイナンバー制度は、住民票をお持ちの全ての方に、1人ひとり異なる12ケタの番号を付けることによって、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを正確に確認するために導入される制度です。

「マイナンバーの利用」について

国の行政機関や地方公共団体などで、年金や雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きといった法律に定められた事務に限り利用されます。

- (例)・児童手当の現況届の際に役場へマイナンバーを提示
・厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示
・勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」です

「マイナンバー制度」に関する Q&A

■いつから始まるの？

- ・平成27年10月に、皆さんにマイナンバーをお知らせする「通知カード」が配布されます。
- ・その後、平成28年1月から、マイナンバーの利用と「個人番号カード」の交付（申請者のみ）が開始されます。

■通知カードって何？

- ・皆さんにマイナンバーを通知するためのカードです。
- ・券面には、「氏名、住所、生年月日、性別」の基本4情報と、マイナンバーが記載されています。
- ・通知カードは、住民票を有する全ての方に送られますが、身分証明書として利用することはできません。

■個人番号カードって何？

- ・個人番号カードは、券面に基本4情報とマイナンバー、本人写真などが記載されます。
- ・通知カードが送付された後に、顔写真とともに申請することで、平成28年1月以降に交付を受けることができます。
- ・個人番号カードは、身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書をを用いて、e-TAX(イータックス)をはじめとした、各種電子申請に利用することができます。



個人番号カード（イメージ）

■導入のメリットはあるの？

大きく分けて、次の3つの効果が期待されています。

①給付金などの不正受給の防止！

(公平・公正な社会の実現)

- ・マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。
- ・負担を不当に免れることや、不正な受給の防止に役立ちます。
- ・本当に困っている方にきめ細かな支援ができます。

②面倒な手続きが簡単に！

(住民の利便性の向上)

- ・年金や福祉などの手続きの際に、用意しなければならない書類が減ります。
- ・これにより、行政手続も簡素化され、住民の負担が軽減されます。

③手続きが正確で早くなる！

(行政の効率化)

- ・行政事務が効率化され、手続きがスムーズになります。
- ・被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

■マイナンバーに関するお問い合わせは
マイナンバーコールセンター ☎ 0570-20-0178
午前9:30～午後5:30(土日祝日・年末年始除く)

☎お問い合わせ 総務課情報管理係 ☎ 62-1211